

火災予防条例（例）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、市（町・村）における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 削除

第2条 削除

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

（炉）

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第一号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長（消防署長）が認める距離以上の距離を保つこと。

イ 略

ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離

二 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

三 略

四 階段、避難口等の附近で避難の支障となる位置に設けないこと。

- 五 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。
- 六 略
- 七 使用に際し火災の発生のあるおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- 八 略
- 九 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- 十 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、第十八号の二に掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。
- 十一 略
- 十二 略
- 十三 削除
- 十四 略
- 十五 略
- 十六 削除
- 十七 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。
- イ 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。
- ロ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- ハ 略
- ニ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90%の量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

| タンクの容量 | 板 厚 |
|--------------------|----------|
| 5 以下 | 0.6 mm以上 |
| 5 を超え 20 以下 | 0.8 mm以上 |
| 20 を超え 40 以下 | 1.0 mm以上 |
| 40 を超え 100 以下 | 1.2 mm以上 |
| 100 を超え 250 以下 | 1.6 mm以上 |
| 250 を超え 500 以下 | 2.0 mm以上 |
| 500 を超え 1,000 以下 | 2.3 mm以上 |
| 1,000 を超え 2,000 以下 | 2.6 mm以上 |
| 2,000 を超えるもの | 3.2 mm以上 |

- ホ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造った床上に設けること。
- ヘ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。
- ト 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。
- チ 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。
- リ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に知覚することができる装置を設け

ること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

ヌ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

ル 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が侵入しない構造とすること。

ロ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

ワ 略

カ 略

十八 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

イ 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

ロ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、さし込み接続とすることができる。

ハ 口のさし込み接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

十八の二 略

十八の三 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

十九 電気を熱源とする炉にあっては、次によること。

イ 電線、接続器等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

ロ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合においては自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

二 略

三 略

四 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

五 略

六 略

3 略

4 略

第3条の2～第8条の2 略

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第十号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(八、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第2項第一号、第11条第1項(第七号を除く。)並びに第12条第1項(第二号を除く。)の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十七号(八、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第2項第一号及び第四号、第11条第1項第一号、第二号、第四号、第八号及び第十号並びに第12条第1項第三号及び第四号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号(八、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第2項第一号並びに第11条第1項第三号の二及び第五号から第十号まで(第七号を除く。)並びに第2項並びに第12条第1項第一号、第三号及び第四号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第一号(イを除く。)、第二号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号、第十七号(八、ワ及びカを除く。)、第十八号及び第十八号の三並びに第2項第一号及び第四号、第11条第1項第八号及び第十号並びに第12条第1項第三号及び第四号の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第44条の規定の例による。

第9条～第10条の2 略

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20kW以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- 二 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- 三 変電設備（消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- 三の二 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- 三の三 第三号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
- 四 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- 五 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
- 六 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 七 略
- 八 定格電流の範囲内で使用すること。
- 九 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
- 十 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3m以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
- 3 略

（内燃機関を原動力とする発電設備）

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 容易に点検することができる位置に設けること。
- 二 略
- 三 排気筒は、防火上有効な構造とすること。
- 四 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略

第13条～第16条 略

(水素ガスを充てんする気球)

第 17 条 略

(火を使用する設備に附属する煙突)

第 17 条の 2 火を使用する設備(燃料電池発電設備を除く。)に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 略

五 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第 115 条第 1 項第一号から第三号まで及び第 2 項の規定を準用する。

第 17 条の 3 略

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第 18 条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長(消防署長)が認める距離以上の距離を保つこと。
 - イ 別表第 3 の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
 - ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
- 二 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- 三 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- 四 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
- 五 不燃性の床上又は台上で使用すること。
- 六 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
- 七 本来の使用目的以外に使用する等不適當な使用をしないこと。
- 八 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
- 九 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと
- 十 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
- 十一 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
- 十二 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
- 十三 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。

2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により

自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

第 19 条 略

(気体燃料を使用する器具)

第 20 条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適当な長さとしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第 18 条第 1 項第一号から第十号までの規定を準用する。

第 21 条 ~ 第 22 条の 2 略

第 3 節 火使用に関する制限等

第 23 条 ~ 第 28 条 略

第 4 節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

第 29 条 略

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

第 29 条の 2 ~ 第 29 条の 7 略

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第 30 条 略

(指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第 31 条 略

第 31 条の 2 略

第 31 条の 3 略

第 31 条の 3 の 2 略

第 31 条の 4 略

第 31 条の 5 略

第 31 条の 6 略

第 31 条の 7 ~ 第 32 条 略

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準

第 33 条 ~ 第 34 条の 2 略

第 3 節 基準の特例

第 34 条の 3 略

第 5 章 避難管理

第 35 条 ~ 第 42 条 略

第 6 章 雑 則

第 43 条 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第 44 条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 燃料電池発電設備(第 8 条の 3 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。)

十一 略

十二 略

十三 略

十四 略

第 45 条～第 48 条 略

第 7 章 罰 則

第 49 条～第 50 条 略

附 則

第 1 条 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 略

三 略

第 2 条 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正後の 市(町・村)火災予防条例(以下「新条例」という。)第 8 条の 3 の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

第 3 条 略

第 4 条 略

第 5 条 略

第 6 条 略

別表第 1 削除

別表第 2 削除

別表第 3 略

別表第 4 削除

別表第 5 削除

別表第 6 削除

別表第 7 略

別表第 8 略